

横浜市立病院経営改革計画（中間案）

～市民に信頼される質の高い医療の提供と健全な経営を目指して～

概 要

横浜市立病院経営改革計画（中間案）の構成

基本的事項

- 1 計画策定の目的
- 2 基本方針
- 3 計画期間
- 4 点検・評価
- 5 推進体制

病院事業全体としての取組

- 1 市立病院が果たすべき役割
 - (1) 地域に必要とされる医療の提供と市民の健康危機への対応
 - (2) 地域医療全体の質向上のための取組
 - ア 患者の視点の尊重
 - イ 医療における安全管理
 - ウ 地域医療機関との連携・支援、市民に対する啓発活動
 - エ 地域医療における人材育成
 - オ 病院運営への市民意見等の反映
- 2 経営改善の取組
 - (1) 病院事業管理者の設置
 - (2) 機動的・効率的な管理運営体制の整備
 - (3) 病院事業にふさわしい人事管理
 - (4) 適正な収益の確保と効率的な運営による費用の縮減
 - (5) 情報化の推進による医療の質、患者サービスの向上と効率的な病院経営の実現
 - (6) 職員の意識改革の推進

各市立病院の取組

- 1 市民病院
 - (1) 基本的な方向性
 - (2) 医療機能の見直し

ア 基本的な医療機能

(ア) 入院を中心とした急性期医療機能の強化

(イ) 外来医療機能等の見直し

イ 地域に必要とされる政策的医療機能の充実

ウ 特徴ある医療機能の充実

(3) 患者サービスの向上

(4) 収支改善の取組

2 脳血管医療センター

(1) 基本的な方向性

(2) 医療機能の見直し

ア 基本的な医療機能

(ア) 医療機能再構築に向けた検討

(イ) リハビリテーションの質の向上

イ 介護老人保健施設の見直し

(3) 患者サービスの向上

(4) 収支改善の取組

3 みなと赤十字病院（省略）

中期収支計画

1 一般会計負担の見直し

(1) 市民病院及び脳血管医療センター

ア 基本的な考え方

(ア) 市民病院

(イ) 脳血管医療センター

イ 一般会計繰入金の適正化・明確化

一般会計繰入金見直しの考え方

一般会計負担の縮減

(2) みなと赤十字病院

2 中期収支計画

(1) 市民病院

(2) 脳血管医療センター

(3) みなと赤十字病院

(4) 病院事業会計

基本的事項

1 計画策定の目的

本市病院事業全体としての取組項目及び各市立病院の取組項目について、具体的な年次計画や数値目標を定め、経営改革の確実な実現を図ります。

2 基本方針

- (1) 地域に必要とされる政策的医療等の中心的な担い手としての役割に加え、地域医療全体の質向上に資するための先導的な役割を果たしていきます。
- (2) 徹底した経営改善に取り組むとともに、一般会計負担の縮減を図ります。

3 計画期間

平成17年4月から平成21年3月までの4か年（平成17年度から平成20年度まで）

4 点検・評価

毎年度、自主的な点検・評価を行い、公表します。また、計画期間終了時に、計画期間全体を通じての総合的な点検・評価を行うこととし、その結果を公表、市会等に報告します。

5 推進体制

- (1) 衛生局から病院事業を所管する部門を分離独立し、「病院経営局（仮称）」を設置します。
- (2) 地方公営企業法を全部適用し、経営改革を効果的に推進する組織体制を整備します。
- (3) 病院事業管理者には、経営手腕を有し、改革を推進していくことのできる人材を外部から登用します。
- (4) 局と病院が情報を共有し効果的に改革を推進していくため、局と病院管理部門の一体化を段階的に進めます。
- (5) 市立病院として、良質な医療を効率的に提供していくため、市民病院と脳血管医療センターの診療部門等の一体的な運営を図っていきます。
- (6) 病院経営局（仮称）に、局及び病院の幹部職員で構成する「病院経営局戦略会議（仮称）」を設置します。

病院事業全体としての取組

1 市立病院が果たすべき役割

すべての市民が、質・量ともに充実した医療を安心して受けられるよう、市立病院は、地域に必要とされる政策的医療等の中心的な担い手としての役割に加え、地域医療全体の質向上に資するための先導的な役割を果たしていきます。

(1) 地域に必要とされる医療の提供と市民の健康危機への対応

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
第一種感染症指定医療機関の指定 (市民)	16年度 指 定	-	-	-
地域がん診療拠点病院の指定 (市民)	指 定	-	-	-
医療機能再構築に向けた検討 * (脳血管)	検 討	機能変更 の 準 備	機能変更	-

* 平成18年度以降の計画については、検討の結果により変更の可能性があります。

次頁に続く

前頁から

市立病院、市大病院等による医療連携推進のための協議組織設置（衛生局）	設 置	-	-	-
------------------------------------	-----	---	---	---

(2) 地域医療全体の質向上のための取組

ア 患者の視点の尊重

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
「横浜市立病院医療憲章」等の見直し	見直し	-	-	-
電子カルテを中心とした診療情報システムの整備（市民、脳血管）	検 討	準 備	段階的稼働	
専門の患者総合相談窓口の設置	検 討	設 置	-	-

イ 医療における安全管理

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
オカレンス報告の導入による報告制度の充実 *	実 施			
安全管理に関する知見、対応事例等の積極的な情報提供	実 施			

* オカレンス報告制度：法的責任が生ずる可能性の高い重大な事故については、あらかじめ報告事例を定めておき、そのような事例が発生した場合には、必ず診療科の責任者及び病院長へ速やかに報告することを職員に対し義務付ける制度。自発的に広範にヒヤリハット事例を収集するインシデント報告制度と併用することで、リスク管理の精度が高まる。

ウ 地域医療機関との連携・支援、市民に対する啓発活動

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
地域医療支援病院の施設認定取得（市民）	紹介率向上等の取組	施設認定取得	-	-
がん検診事業全体の精度管理、市民や地域医療機関等への情報提供（市民）	検 討	精度管理の実施	情報提供の実施	

エ 地域医療における人材育成

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
医師臨床研修後期研修（仮称）の整備・実施（市民）	整 備 実 施			

オ 病院運営への市民意見等の反映

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
市立病院の運営を支援する「市民委員会（仮称）」の設置	16年度設置	-	-	-

2 経営改善の取組

病院経営に関する権限と責任の明確化を図り、**徹底した経営改善に取り組むとともに、一般会計負担の縮減を図ります。**

(1) 病院事業管理者の設置

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
地方公営企業法全部適用、経営手腕を有す外部人材を病院事業管理者へ登用	実施	-	-	-

(2) 機動的・効率的な管理運営体制の整備

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
病院経営局（仮称）の設置	設置	-	-	-
局と病院管理部門の一体化	検討	一部実施	実施	
市民病院と脳血管医療センターの診療部門等の一体的な運営	検討	一部実施	実施	
「病院経営局戦略会議（仮称）」の設置	設置	-	-	-

(3) 病院事業にふさわしい人事管理

【主な取組項目】

		17年度	18年度	19年度	20年度
全職員への人事考課制度の導入	事務職員、医療技術・看護職員	実施			
	医療職員、技能職員	試行	実施		
医師の多様な採用方法の実施	公募制による医師の採用	公募制の導入			
	臨床研修医の採用	検討	研修医採用制度導入		
看護師の副院長への登用		副院長職位の設置			
定期昇給制度、特別昇給制度、期末・勤勉手当制度の運用の見直し		検討	準備	実施	
特殊勤務手当の見直し		検討準備	実施		
職種や業務内容に応じた給与制度の検討		検討	準備	実施	
人件費比率の逡減	市民病院	56.4%	56.0%	54.9%	54.9%
	脳血管医療センター	98.2%	97.1%	93.9%	90.4%

(4) 適正な収益の確保と効率的な運営による費用の縮減

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
特別室料等の使用料・手数料の見直し	実施	必要に応じて再検討		
薬品や診療材料等の効率的な購入	推進			

(5) 情報化の推進による医療の質、患者サービスの向上と効率的な病院経営の実現

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
診療情報システムへの電子カルテの導入	現システム見直し・検討	段階的な整備・稼働		
経営統合システムの構築	検討	準備	段階的な整備・稼働	

(6) 職員の意識改革の推進

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
病院事業管理者と職員との直接対話（フリートーキング）の実施	実施			
バランス・スコアカードの導入による経営管理の実施 *	試行	実施		

* バランス・スコアカード：経営方針に基づき、患者の視点、経営効率の視点、業務改善の視点、人材育成の視点から各部署で目標を設定し、目標達成に向け行動し、行動結果を評価する経営管理の手法。

各市立病院の取組

1 市民病院

(1) 基本的な方向性

市民病院として担うべき役割に関する取組を積極的に進め、その成果を地域医療機関等に提供するなど、地域医療全体の質向上に向けた中心的な役割を担うとともに、感染症医療やがん診療等の特徴やこれまでの経験を生かしつつ医療機能の充実を図ります。

病院の機能を最大限発揮するとともに、機動的で効率的な病院運営を行うことで、一般会計負担の縮減を図ります。

(2) 医療機能の見直し

ア 基本的な医療機能

(ア) 入院を中心とした急性期医療機能の強化

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
地域医療支援病院の施設認定取得 【再掲】	紹介率向上等の取組	施設認定取得	-	-
多床室の改修（6床室 4床室）によるアメニティー、安全管理等の向上	検討		改修・段階的移行	

次頁に続く

前頁から

在宅療養支援機能を担う専門の部署の設置	検 討		設 置	-
クリニカルパス（入院診療計画書）の作成・活用の拡大 *	実 施			

* クリニカルパス：疾患や手術・検査ごとに、予定される治療内容等をチャート様式にまとめたもの。医師、看護師、コメディカル、患者が治療経過の情報を共有することで、必要なケアを適時に患者に提供し、治療効果の向上を図るとともに、インフォームドコンセントや安全管理の向上、在院日数の短縮等にも効果があるとされる。

(1) 外来医療機能等の見直し

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
専門・特殊外来の充実、外来診療の初診原則紹介・予約制の実施	検 討	専門外来等の充実	紹介予約制一部実施	段階的充実
プライマリケアを重視した初期診療等を行う総合診療外来の整備 *	検 討	施設整備	開 設	-

* プライマリケア：患者が最初に接する基本的医療として、年齢・性別・臓器のいかんを問わず、一般的な疾患を幅広く診断し、治療すること。

イ 地域に必要とされる政策的医療機能の充実

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
地域に必要とされる救急医療の充実	内容等検 討	段階的充実		
第一種感染症指定医療機関の指定 【再掲】	16年度指 定	-	-	-

ウ 特徴ある医療機能の充実

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
がん治療機能の強化	地域がん診療拠点病院の指定 【再掲】	指 定	-	-
	がん治療チームの編成	検 討		がん治療チームの編成
	緩和ケア病棟の整備 検 討	検 討	整 備	開 設
がん検診事業全体の精度管理、市民や地域医療機関等への情報提供 【再掲】	検 討	精度管理の実施	情報提供の実施	

(3) 患者サービスの向上

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
医療環境にふさわしい質の高いサービスの提供	検 討	段階的実施		

(4) 収支改善の取組

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
入院患者の在院日数の短縮	20年度までに14.0日未満に短縮			
診療報酬包括評価の導入 *	検 討		準 備	導 入
柔軟で効率的な勤務体制の検討	検 討	実 施		
より効率的な物品管理供給システムの導入	一部導入済 検 討		導 入	-

* 包括評価：従来の算定方式である出来高払い制が、投薬・注射・検査などの実績額を積み上げて算定するのに対して、包括評価は、病名、病状をもとに、手術等の診療行為の有無に応じて定められた、診断群分類ごとの1日当たりの点数をもとに医療費を算定する。

2 脳血管医療センター

(1) 基本的な方向性

これまで本市の脳血管疾患医療の充実に向けた取組は、脳血管医療センターを核として、その経験・実績をもとに本市全体の脳血管疾患医療の質向上を図る観点から進めてきましたが、近年、脳血管疾患医療については、急性期医療を担う医療機関と回復期の医療を担う医療機関が相互に適切な機能分担や連携を行い、効率的な医療提供を行うことにより、患者の早期社会復帰を目指すという視点が重視されるようになってきているなど、医療機関相互の機能分担と連携が重視されるようになってきています。

脳血管医療センターでは、これまで急性期から回復期に至るまでの一貫した治療に取り組んできましたが、こうした状況に対応し、他の医療機関との機能分担や連携等も視野に入れながら、脳血管疾患による後遺症の軽減と早期社会復帰の支援という、市としての本来の施策目的を効果的に達成するために、センターが担うべき機能をより広域的な観点から見極めていく必要があります。

(2) 医療機能の見直し

ア 基本的な医療機能

脳血管医療センターは、平成11年8月の開設以来、急性期からの内科的、外科的治療と一貫したリハビリテーションに取り組んできましたが、

脳血管医療センターが受け入れることのできる患者は、地域や患者数の点からも限られた範囲とならざるを得ないこと、

脳血管疾患医療の急速な進歩により、手術等の治療方法が変わってきていること、

急性期の脳血管疾患医療は、脳血管疾患と関係の深い心臓・血管系疾患などの医療機能を備えた総合的な病院で行った方が医療の安全管理の点から見てもより望ましいこと、

脳血管疾患による後遺症の機能回復に高い効果があるとされている質の高い回復期リハビリテーションを行える病院が、市内には依然として少ないこと、

市内のより充実した脳血管疾患医療提供体制の構築のためには、市民病院や市立大学病院、地域中核病院など、他の医療機関の持つ資源やマンパワーを有効に活用すべきであること

などから、医療機関相互の機能分担と連携を積極的に進め、市全体として、より充実した脳血管疾患医療提供体制を構築していくために、改めて基本的な医療機能についての検討を行うこととします。

(ア) 医療機能再構築に向けた検討

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
医療機能再構築に向けた検討 * 【再掲】	検 討	機能変更の 準 備	機能変更	-

* 平成18年度以降の計画については、検討の結果により変更の可能性があります。

(イ) リハビリテーションの質の向上

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
土・日曜、祝日を含めた365日のリハビリテーションの実施	検 討	準 備	一部実施	実 施

イ 介護老人保健施設の見直し

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
指定管理者制度の導入等を視野に入れた役割・機能及び経営形態の検討 *	検 討	準 備	役割・経営 形態見直し	-

* 平成18年度以降の計画については、センターの「医療機能再構築に向けた検討」の結果により、変更の可能性がります。

(3) 患者サービスの向上

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
脳ドック追加検査及び宿泊脳ドック実施	検 討 準 備	実 施		
ボランティアによるサービスの拡充	検 討 準 備	実 施		

(4) 収支改善の取組

【主な取組項目】

	17年度	18年度	19年度	20年度
回復期リハビリテーション病棟の施設基準取得（現在の安定期病棟）	準 備	1 病棟	2 病棟	4 病棟
早期リハビリテーション加算等の算定率向上	70%	80%	85%	90%
特別室の利用率の向上	80%	84%	88%	90%
柔軟で効率的な勤務体制の検討	検 討	実 施		

中期収支計画

1 一般会計負担の見直し

(1) 市民病院及び脳血管医療センター

ア 基本的な考え方

独立採算を本来の姿とする地方公営企業として、徹底した収支改善を図るとともに、市立病院が果たすべき役割や機能の観点、中長期的に見た経営の安定の観点などから、市立病院の経営に対する一般会計負担を見直します。

(ア) 市民病院

市民病院では、政策的医療としての救急医療に早くから取り組み、実績をあげてきましたが、そのための一般会計繰入金は、現在では同様に救急医療に取り組んでいる地域中核病院等に対する補助金と比べて、多額となっています。また、がん検診センターの運営や、民間医療機関には補助等を行っていない高度医療機器の運営等に対しても多額の繰入れを行っています。

これらの政策的医療等に対する繰入金について、地域中核病院等への補助金・委託料などとのバランスを考慮しつつ、適正化・明確化を図るとともに、市立病院の役割として行う地域医療全体の質向上のための取組に対して、必要な経費を繰り入れていくものとします。

(イ) 脳血管医療センター

自立的な経営を目指す観点から見て、長期的には一般会計負担を縮減していく必要があることは言うまでもありませんが、毎年度資金不足が生じ、借入金の総額が年々増加している中にあって、繰入金を縮減した場合には、さらなる経常収支・資金収支の悪化や、過去の借入金の返還が難しくなることなども懸念されます。

センターにおける脳血管疾患医療に対する専門的な取組は、脳血管疾患による後遺症の軽減と早期社会復帰の支援という本市施策目的を達成するために必要で、かつ、全体として不採算とならざるを得ないものとして、政策的医療の位置付けの中で繰入れを行っていくものとします。また、政策的医療等に対する繰入金については、市民病院と同様に、地域中核病院等への補助金等とのバランスを考慮しつつ、適正化・明確化を図ります。

イ 一般会計繰入金の適正化・明確化

一般会計繰入金については、市立病院が担うべき役割や機能の観点、中長期的に見た経営の安定の観点などから、健全な経営を維持していくために必要最低限の範囲に見直し、適正化・明確化を図ります。

一般会計繰入金見直しの考え方

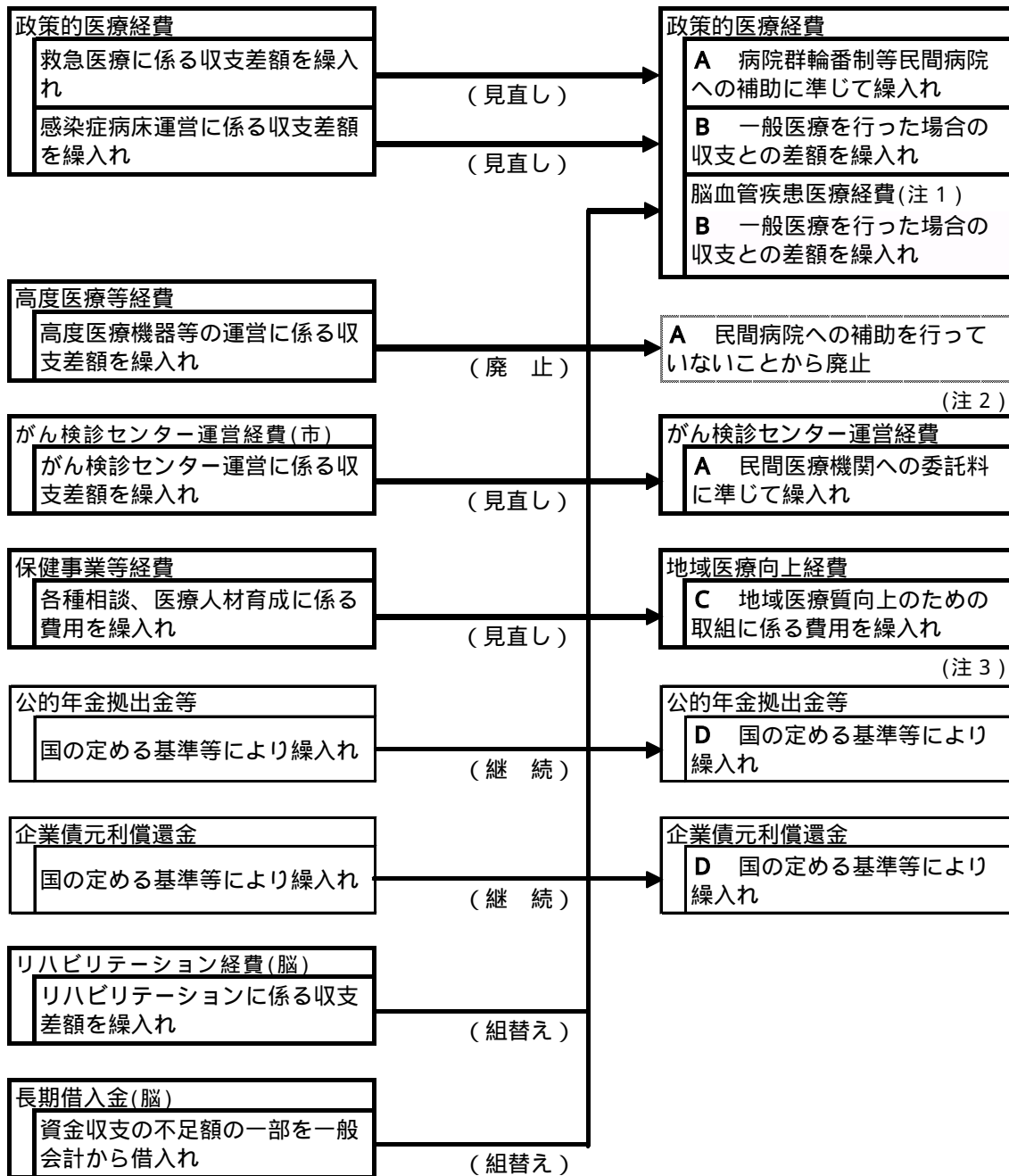
民間病院でも同様の医療を行っているものについては、民間病院への補助等に準拠した積算で繰入れを行います。(A)

本市としての施策目的を達成するために行っている医療で客観的に採算をとることが困難と認められるもの(B)や、市立病院が果たすべき役割として実施しているもの(C)については、位置付けや積算の考え方を明らかにして繰入れを行います。

公営企業としての性格上一般会計で負担せざるを得ないと認められるものについては、国の定める基準等に従って繰入れを行います。(D)

【 現 行 】

【 見直し後 】



(注1) 脳血管疾患による後遺症の軽減と早期社会復帰の支援という本市施策目的を達成するために必要な医療であり、脳血管疾患医療を専門的に提供していることに伴い、効率的な経営によってもなお採算をとることが困難であるものと位置付け、政策的医療の枠組の中で、従来のリハビリテーション経費及び長期借入金を合わせた範囲での繰入れを行います。

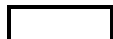
(注2) 平成20年度までの間に、段階的に廃止します。

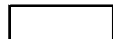
(注3) 事業の充実を図り、市立病院として果たすべき役割である「地域医療全体の質向上のための取組」に関するものと位置付け、繰入れを行います。

(その他) 今後、病院経営局(仮称)が行っていくことになる人事、会計、一般行政との調整等に係る事務については、これまで衛生局や総務局等が一般会計の負担で行ってきたことから、病院事業の健全な運営と経営改革に必要な最小限のものに見直しを図った上で、一般会計から繰入れを行うことを検討します。

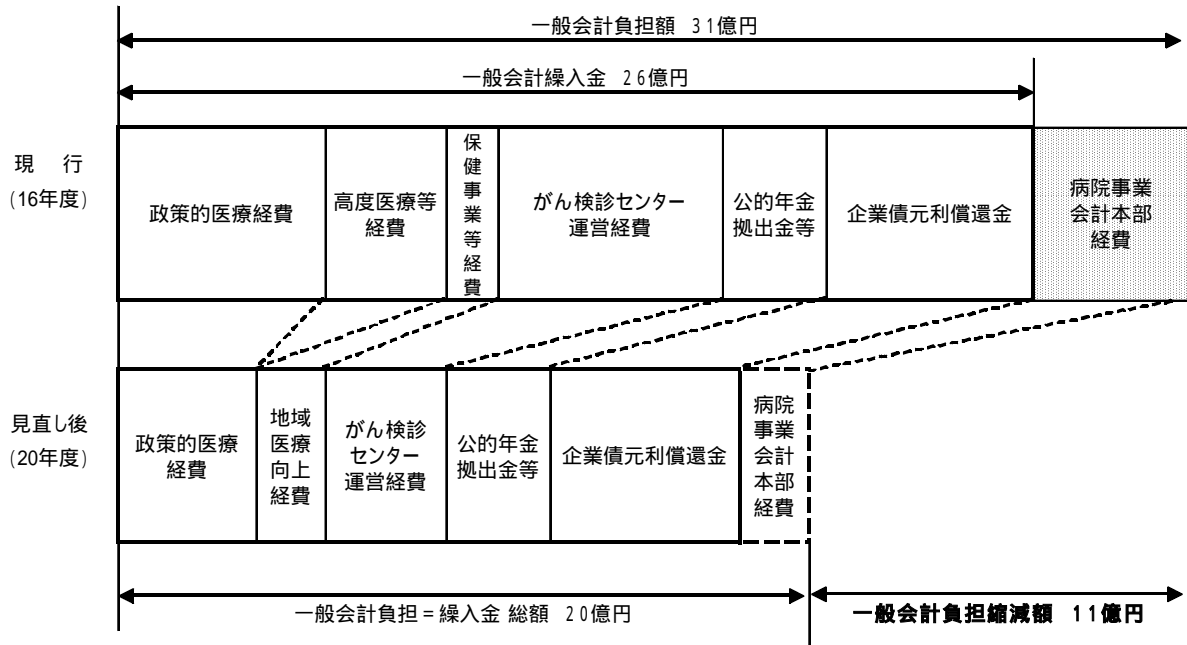
一般会計負担の縮減

市民病院、脳血管医療センター合わせて、約13億円の一般会計負担を縮減します。

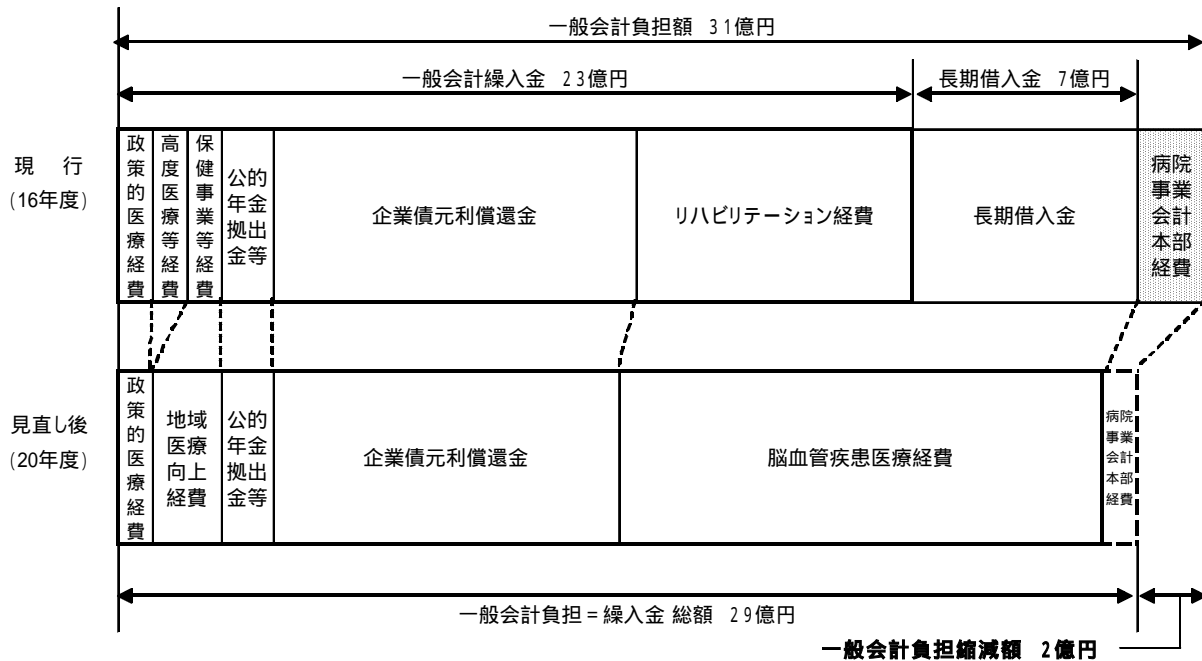
 は、一般会計繰入金。

 は、繰入金以外の一般会計負担で、網掛け部分は、一般会計により直接執行しているもの。

【市民病院】



【脳血管医療センター】



* 平成16年度の病院事業会計本部経費については、病院事業の管理等に直接要する経費のほか、衛生局における一般管理費のうち病院事業の管理のために要しているもの（案分により算出）などを含めて試算したもの（以下同じ）。

(2) みなと赤十字病院

ア 基本的な考え方

再整備後の港湾病院においては、一般会計負担の大幅な増加が見込まれていましたが、指定管理者制度の導入により、効率的な病院運営を実現するとともに一般会計の負担の抑制を図ります。

イ 本市病院事業会計の安定

みなと赤十字病院の運営に当たって、本市から指定管理者に支払う指定管理料等については、指定管理者が行った診療に伴う診療報酬相当額を交付する「診療報酬交付金」、政策的医療の実施に対する「政策的医療交付金」、指定管理業務に伴う国県補助金を本市が受けた場合の「国県補助金相当額」等としています。

「診療報酬交付金」については、指定管理者の経営努力により収益の向上を図ることで、受け取る指定管理料等も増加する仕組みとなるため、経営改善に向けたインセンティブの発揮を期待することができます。

一方、指定管理者から本市に対しては、標準的な減価償却費相当額を基準とした指定管理者負担金が支払われることとなっており、指定管理者に経営上のリスクの負担を求めています。

こうした指定管理料等に関する仕組みを導入することで、指定管理者制度の導入による本市病院事業会計としての経営の安定を図っていきます。

ウ 一般会計負担の抑制

指定管理者制度の導入に当たっては、医療機器や情報システム、職員宿舎・職員用院内保育施設については、指定管理者の負担で確保することとしています。

また、公設公営で再整備を行った場合に必要となる、開院に向けて事前の配置が必要となる先行確保要員の人件費なども不要となり、病院整備事業費及びそれに対する一般会計繰入金の大幅な抑制が図られました。

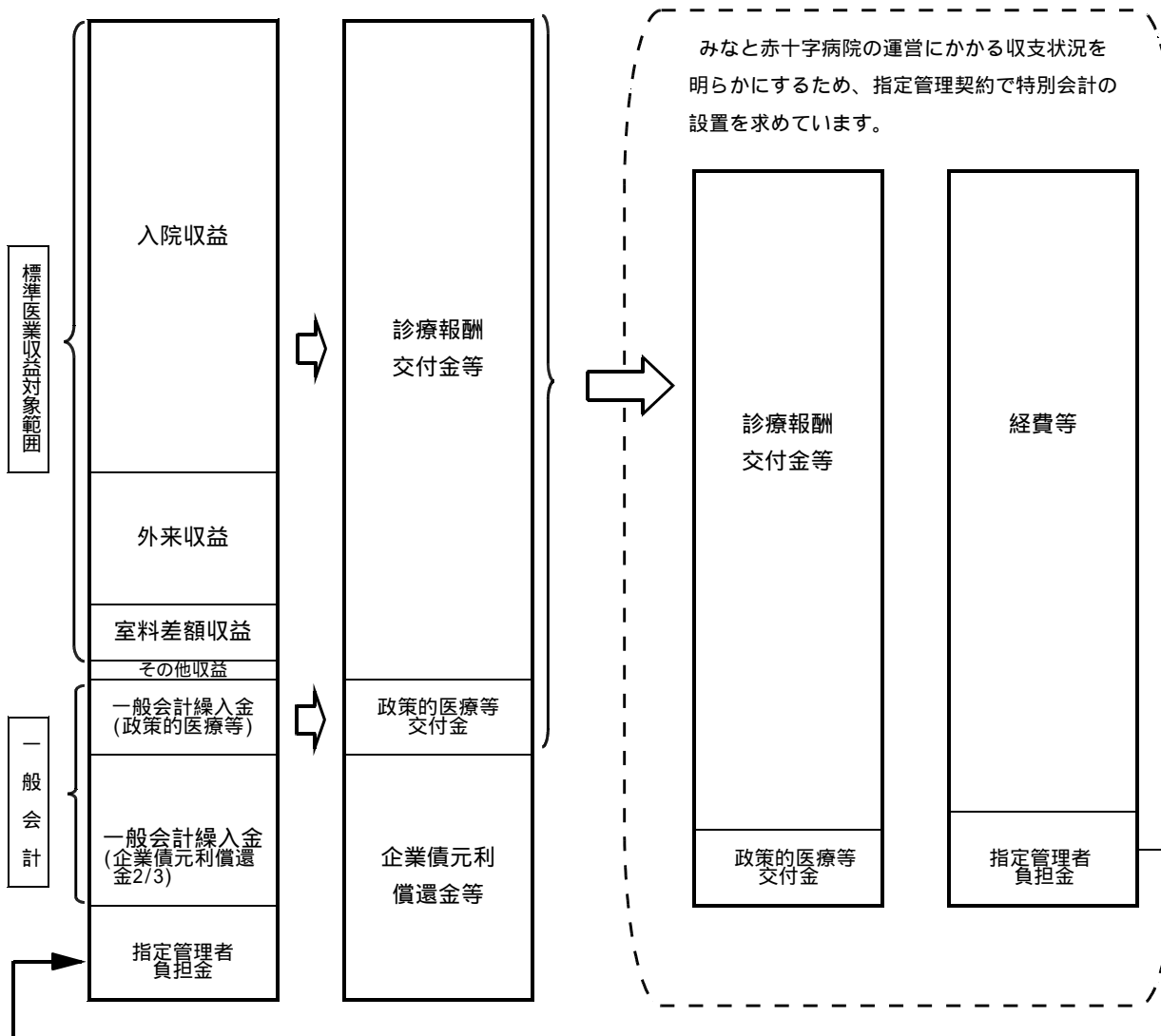
さらに、病院の運営費については、民間の経営ノウハウと高い効率性を導入したこと、政策的医療の実施に対して指定管理者に交付する政策的医療交付金を、地域中核病院等への補助金と同水準としたことなどにより、一般会計繰入金の大幅な抑制を行っています。

みなと赤十字病院の収支の仕組み

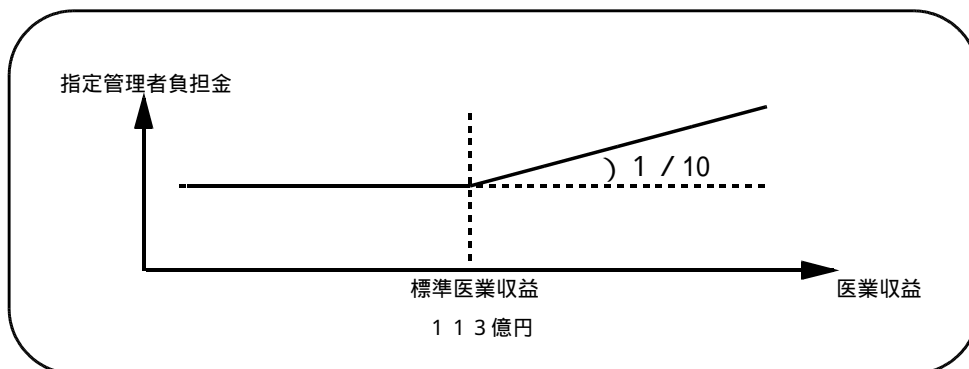
< 横浜市 >

病院事業会計

< 指定管理者・日本赤十字社 >



医療収益と指定管理者負担金の関係



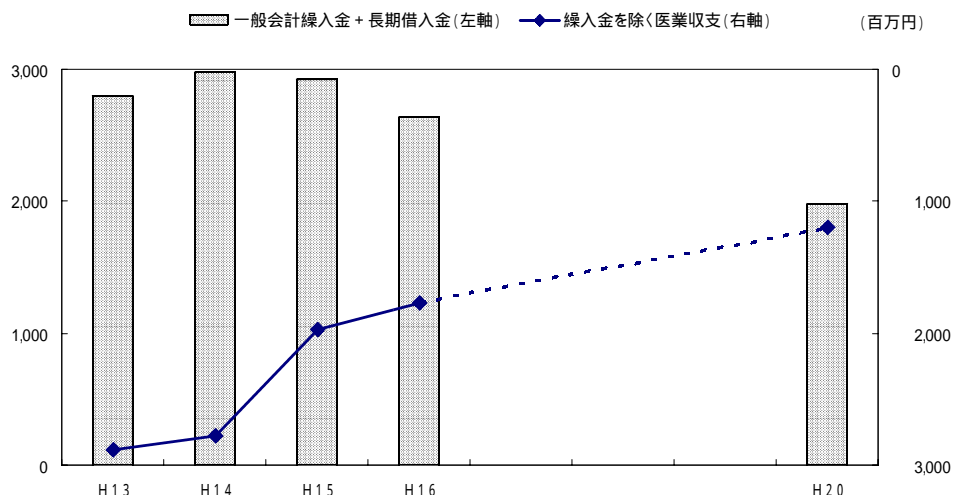
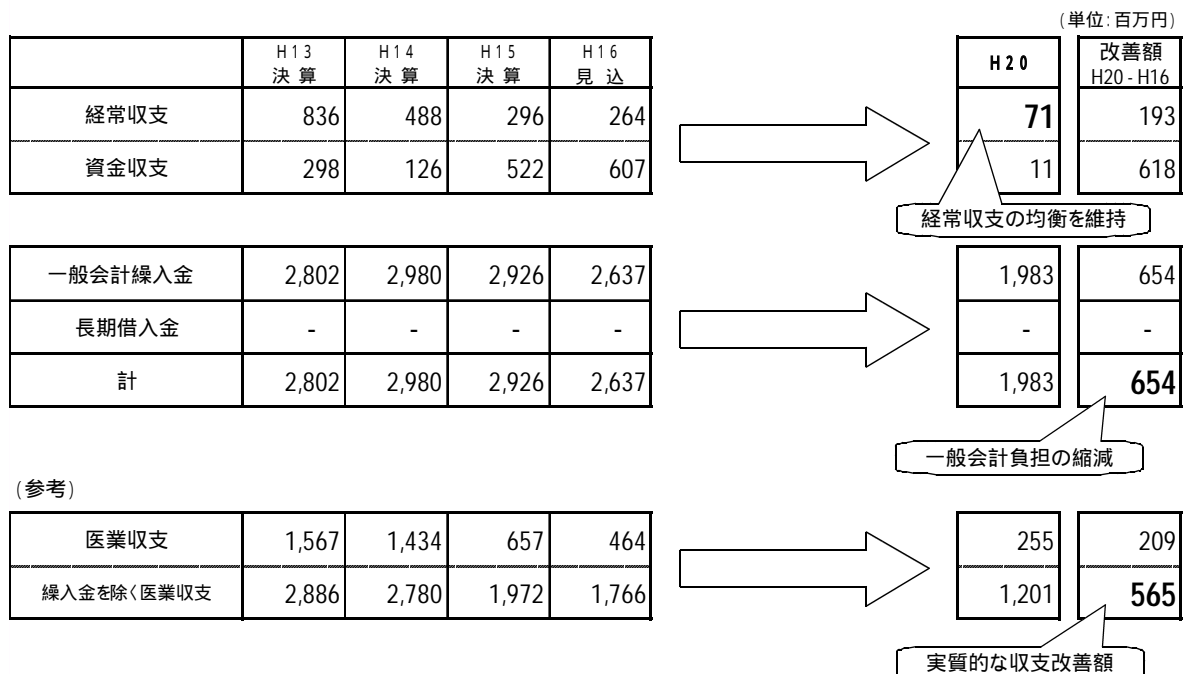
2 中期収支計画

この中期収支計画は、平成20年度までに達成すべき収支の水準を一般会計負担の縮減等に関する基本的な考え方に基づき試算したものです。病院経営局（仮称）及び各病院においては、この収支計画の達成を職員共通の目標として、最大限の努力により徹底した収支改善の取組を進めるものとします。

(1) 市民病院

繰入金の見直しにより一般会計負担の縮減を図りつつ、経常収支の均衡を維持します。

市民病院では、平成20年度において、平成16年度と比較して **6億円を超える一般会計負担の縮減** を図りながらも、実質的な収支改善額を示す「繰入金を除く医業収支」において、ほぼ同額の改善を達成することで、**経常収支の均衡を維持**します。

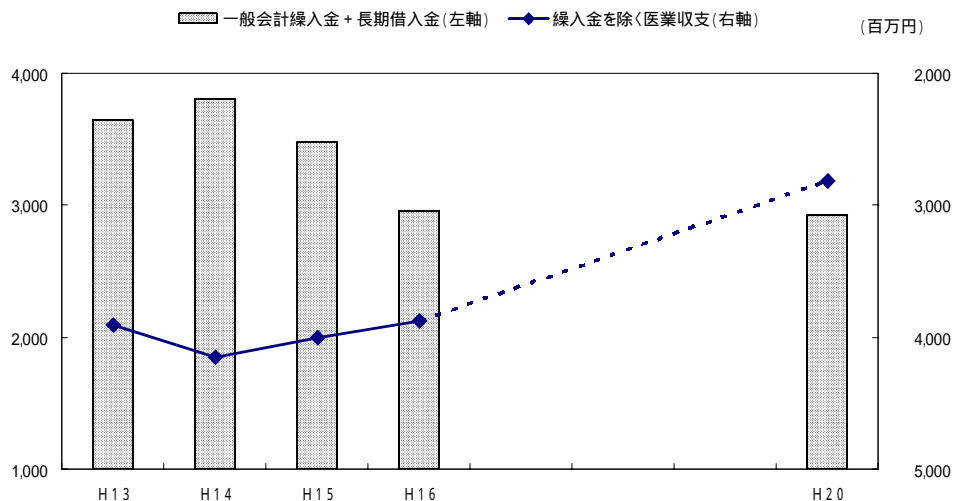
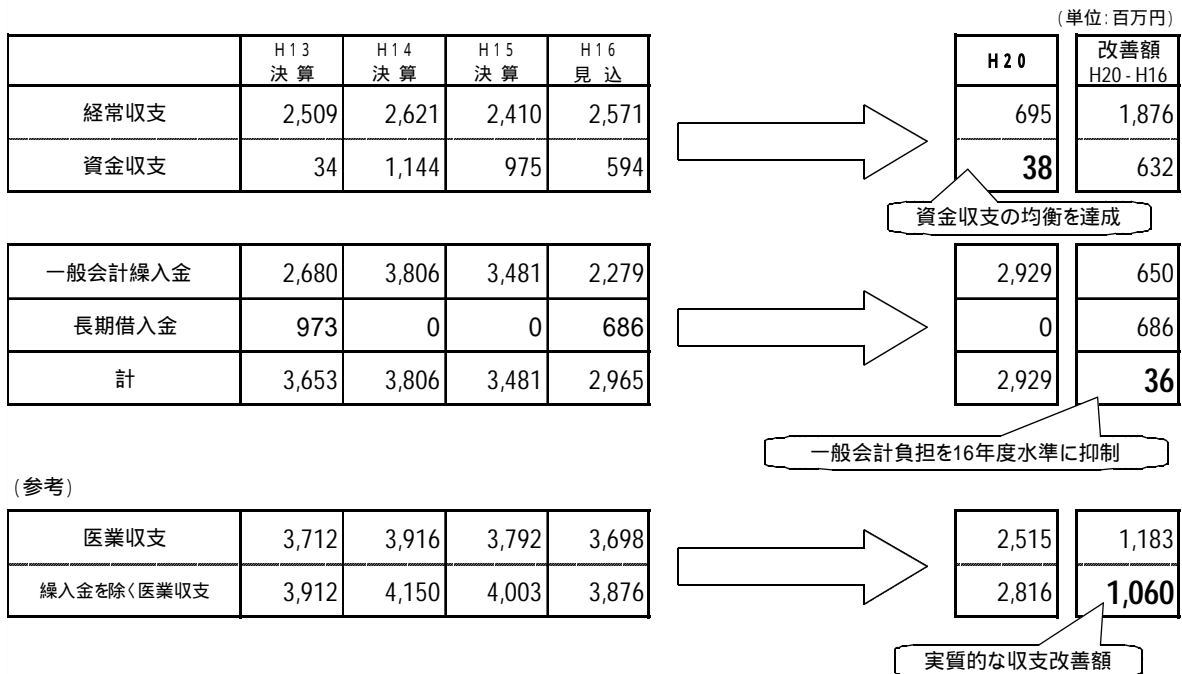


(2) 脳血管医療センター

長期借入金を含めた現在の一般会計負担額の範囲内で、資金収支の均衡を目指します。

脳血管医療センターには、平成16年度において、繰入金と長期借入金を合わせて約30億円の一般会計負担が行われていますが、資金収支において、なお約6億円の不足が発生しています。

平成20年度までに**約11億円の収支改善**(繰入金を除く医業収支)を図ることにより、**一般会計負担を平成16年度水準に抑えつつ、資金収支の均衡を達成**します(単年度資金収支の不足を解消します)。



(3) みなと赤十字病院

指定管理者制度導入の効果を最大限に活用して、一般会計負担の抑制を図ります。

港湾病院は、再整備を契機に指定管理者制度を導入し、「みなと赤十字病院」として平成17年4月に開院します。

指定管理者制度の下で、指定管理者の病院運営に関する知識経験を活用した効率的な病院運営を確保するとともに、病院運営のリスクの負担を求める仕組みを導入したことにより、一般会計負担の抑制を図っております。

(単位:百万円)

		H20
経常収支	→	1,302
資金収支	→	73

一般会計繰入金	→	2,307
長期借入金	→	-
計	→	2,307

(4) 病院事業会計

3病院を合わせた病院事業会計全体では、従来、みなと赤十字病院（新港湾病院）の開院により、一般会計負担の大幅な増加が懸念されていましたが、一連の改革を進めることにより、平成20年度の一般会計繰入金と長期借入金を合わせた一般会計負担は、平成16年度と比較して約8億円の縮減となります。

(単位:百万円)

	H13 決算	H14 決算	H15 決算	H16 見込
経常収支	4,217	3,631	2,718	2,942
資金収支	1,006	1,629	822	437

➡

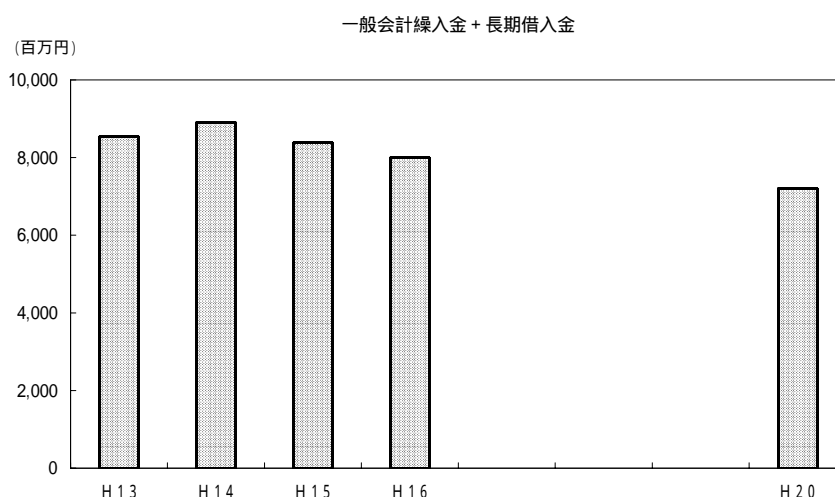
H20	改善額 H20-H16
1,926	1,016
100	537

一般会計繰入金	7,153	8,921	8,393	7,323
長期借入金	1,396	0	0	686
計	8,549	8,921	8,393	8,009

➡

7,219	104
0	686
7,219	790

平成16年度までは市民病院、港湾病院、脳血管医療センターの合計(16年度の港湾病院については予算を使用)。20年度は市民病院、脳血管医療センター、みなと赤十字病院の合計。



(参考) 中期収支計画における主な経営指標

この指標は、各病院の収支計画を試算するに当たって、積算の基礎としたものです。各病院においては収支計画の実現に向けて、これらの指標を参考としつつ、改善のための努力を行います。全体としての収支目標の達成を最優先するものとし、個々の指標の達成については、例えば、病床利用率の向上に代えて診療単価の向上を図るなど、柔軟な対応を図るものとします。

市民病院

		13決算	14決算	15決算	16見込		20年度
入院	一日平均患者数	543人	542人	538人	540人	→	540人
	一般病床利用率	90.5%	90.3%	89.6%	90.0%		90.0%
	入院診療単価	37,210円	37,151円	38,207円	39,715円		41,855円
外来	一日平均患者数	1,751人	1,541人	1,516人	1,516人	→	1,380人
	外来診療単価	7,378円	7,876円	8,396円	8,887円		9,247円
医業収益に対する人件費率		59.0%	59.9%	56.8%	55.6%	→	54.9%
医業収益に対する材料費率		25.1%	24.6%	24.1%	24.6%	→	22.7%

脳血管医療センター

		13決算	14決算	15決算	16見込		20年度
入院	一日平均患者数	249人	259人	271人	268人	→	276人
	一般病床利用率	83.0%	86.2%	90.4%	89.3%		92.0%
	入院診療単価	29,076円	26,663円	28,161円	28,598円		32,866円
外来	一日平均患者数	137人	153人	159人	156人	→	160人
	外来診療単価	9,429円	11,735円	13,053円	13,931円		8,800円
医業収益に対する人件費率		103.0%	107.7%	99.9%	100.2%	→	90.4%
医業収益に対する材料費率		20.1%	22.7%	23.9%	24.1%	→	13.8%

< 病院事業会計用語説明 >

経常収支・・・通常の事業活動によって発生する収益・費用の差し引きであり、企業の経営状態を表します。

資金収支・・・事業活動に必要な運転資金の増減を示す指標です。

医業収支・・・経常収支のうち、医療活動に伴う収益・費用だけを抜き出して算定したものであり、病院の本来業務である医療活動における収支を表します。

繰入金を除く医業収支・・・医業収支から繰入金を除くことによって実質的な収支の状況をとらえることができます。